

事業契約書（案）

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業（以下「本事業」という。）に関して、愛知県企業庁（以下「発注者」という。）は、第2条第4号に定める建設企業（●）及び第2条第5号に定める維持管理企業（●）（以下、総称して又は個別に「受注者」という。）と、本事業に関する事項について合意し、次のとおり事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- | | |
|---------------------|---|
| 1 事業名 | 豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 |
| 2 路線等の名称 | 豊川浄水場外2か所 |
| 3 事業場所 | 豊川市平尾町地内外2か所 |
| 4 事業期間 | 着手 令和9年●月●日
完了 令和34年3月31日
設計業務及び建設業務に係る期間：令和9年●月●日から令和14年3月31日まで
維持管理業務に係る期間：令和14年4月1日から令和34年3月31日まで |
| 5 契約金額 | 金 円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金 円 |
| 6 契約保証金 | 必要とする |
| 7 前払金支払限度額 | 前払金支払限度額は金 円とする。
ただし、令和8年度及び令和9年度における前払金は支払わないものとする。令和10年度、令和11年度及び令和12年度の前払金支払限度額は、支出予算の範囲内とし、残額の前払金は令和13年度において、令和9年度、令和10年度、令和11年度及び令和12年度における当該限度額に応じた出来高を確認した後、支払うものとする。 |
| 8 支払限度額及び出来高予定額 | 令和8年度における支払いは行わないものとする。
令和9年度、令和10年度、令和11年度及び令和12年度の支払限度額及び出来高予定額は、支出予算の範囲内とし、残額については、令和13年度とする。 |

本契約は、本契約頭書に加え、設計業務及び建設業務、並びに維持管理業務に共通して適用される基本条項（以下「基本条項」という。）並びに第2条第6号に定める設計・建設工事請負契約約款及び第2条第7号に定める維持管理委託契約約款から構成される。本事業の全般に亘る事項については、発注者及び受注者間で基本条項が適用されるものとする。また、設計業務及び建設業務の実施については、発注者及び建設企業間において、基本条項及び設計・建設工事請負契約約款が適用され、維持管理業務の実施については、発注者及び維持管理企業間において、基本条項及び維持管理委託契約約款が適用される。本事業について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって、本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和9年●月●日

発注者 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県公営企業管理者
企業庁長 宮川 俊行 印

受注者
(建設企業)
〔住所〕
〔会社名〕
〔代表者名〕 印

(維持管理企業)
〔住所〕
〔会社名〕
〔代表者名〕 印

基本条項

(目的等)

第1条 基本条項は本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る当事者間の基本的な了解事項について確認するための基本的な合意事項及び本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本契約における用語の定義は、本文(別紙を含む。以下同じ。)中に別途定義される用語を除き、次の定義に従う。また、本条及び他の本文中に定義されない用語で別紙「調達仕様書」に定義される用語は、調達仕様書の例による。

- 一 「設計業務」とは、調達仕様書に記載される設計業務をいう。
- 二 「建設業務」とは、調達仕様書に記載される建設業務をいう。
- 三 「維持管理業務」とは、調達仕様書に記載される維持管理業務をいう。
- 四 「建設企業」とは、設計業務及び建設業務を実施する企業をいう。
- 五 「維持管理企業」とは、維持管理業務を実施する企業をいう。
- 六 「設計・建設工事請負契約約款」とは、第4条第1項の定めに従って、設計業務及び建設業務に関して発注者と建設企業との間で適用される本契約の条項をいう。
- 七 「維持管理委託契約約款」とは、第4条第2項の定めに従って、維持管理業務に関して発注者と維持管理企業との間で適用される本契約の条項をいう。
- 八 「対象設備」とは、本事業の対象となる豊川浄水場、蒲郡浄水場(工水)、蒲郡ポンプ場、三谷調整池、蒲郡高区供給点、幸田蒲郡線流量計室の計装設備及び電気設備をいう。

(各事業の趣旨の尊重)

第3条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

3 受注者は、対象設備に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の促進に関する法律(令和4年法律第43号)第50条第1項に定める特定重要設備が含まれることを認識し、同法に基づく手続を、発注者と協力して履践するものとする。

(設計・建設工事請負契約約款及び維持管理委託契約約款)

第4条 発注者及び建設企業は、本事業に係る設計業務及び建設業務について、基本条項のほか、別紙「設計・建設工事請負契約約款」が適用されることに合意する。

2 発注者及び維持管理企業は、本事業に係る維持管理業務について、基本条項のほか、別紙「維持管理委託契約約款」が適用されることに合意する。

(再委託等)

第5条 受注者は、本事業に係る設計業務及び建設業務並びに維持管理業務に関し、設計・建設工事請負契約約款又は維持管理委託契約約款の定める場合を除き、第三者に再委託し又は下請けしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第6条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保権を設定し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 発注者又は受注者は、設計・建設工事請負契約約款又は維持管理委託契約約款で契約を解除することが許容される場合に限り本契約を解除することができる。

(契約解除の効果)

第8条 前条による本契約の解除の効果は、設計・建設工事請負契約約款及び維持管理委託契約約款に定めるところとする。

(本契約の有効期間)

第9条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から設計・建設工事請負契約約款及び維持管理委託契約約款に基づき本契約が終了する日までとする。

2 前項にかかわらず、第6条から第14条までの規定は本契約の有効期間の満了後も効力を有するものとする。

(秘密保持)

第10条 発注者及び受注者は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方(本条において以下「情報開示者」という。)の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他すべての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報(以下「秘密情報」という。)を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また以下の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

- 一 本事業に関して、受注者の株主、協力会社及び融資機関に対し開示する場合。

二 前号のこれらの者に、本事業に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合。

三 本事業に関して発注者に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合。

四 愛知県が定める情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）その他の法令等に基づき開示する場合。なお、この場合、事前に開示内容等について情報開示者に通知するものとする。

五 権限ある官公署の命令に従う場合

六 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者の業務を受託した者又は受注者につき本事業に関する協力企業若しくは受注者から業務を受託した者（本条と同内容の守秘義務契約を受注者と締結した者に限る。）に開示する場合

七 発注者が県議会に開示する場合

2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

一 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報

二 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

三 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報

四 本条に定める秘密保持義務に違反することなく公知となった情報

五 提出時に既に公知であった情報

3 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後も5年間その効力を有するものとする。

（本契約の変更）

第11条 本契約の変更は、書面によるものとする。

（管轄裁判所）

第12条 本契約に係る訴訟については、名古屋地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（準拠法及び解釈）

第13条 本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本契約による通知は日本語で作成される。また、本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

（その他）

第14条 本契約に定めのない事項については、別紙「調達仕様書」の定めによるほか発注者及び受注者が別途協議して定める。

設計・建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（本契約の頭書及び本文を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、設計業務及び建設業務に係る契約（以下「この契約」という。）を履行しなければならない。
- 2 この約款における用語の定義は、この約款に特別の定めがある場合を除き、次の各号のとおりとする。
- 一 「設計図書」とは、別冊の図面、調達仕様書、数量総括表、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び設計成果物をいう。
 - 二 「設計図書（設計成果物を除く。）」とは、別冊の図面、調達仕様書、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
 - 三 「設計」とは、工事目的物の設計、仮設の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
 - 四 「施工」とは、工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
 - 五 「工事」とは、設計及び施工をいう。
 - 六 「工事目的物」とは、この契約の目的物たる構造物をいう。
 - 七 「設計成果物」とは、受注者が設計した工事目的物の施工及び仮設の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
 - 八 「工期」とは、本契約に明示した設計及び施工に要する始期日から終期日までの期間をいう。
- 3 受注者は、本契約記載の工事を本契約記載の工期内に完成し、設計成果物及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その設計・施工に係る代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。
- 4 発注者は、その意図する設計成果物及び工事目的物を完成させるため、工事にに関する指示を受注者又は第13条の規定により定める監理技術者（以下「監理技術者」という。）若しくは第13条の3の規定により定める管理技術者（以下「管理技術者」という。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の監理技術者若しくは管理技術者は、当該指示に従い工事を行わなければならない。
- 5 設計方法、仮設、施工方法、その他設計成果物及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「設計・施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、届出、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書（設計成果物を除く。）に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この約款及び設計図書（設計成果物を除く。）における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟又は調停（第66条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）については、名古屋地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(個人情報の保護)

- 第2条 受注者は、この契約による個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（受注者の組織内にあって直接又は間接に受注者の指揮監督を受けて工事その他の工事に係る業務（以下、本条において「業務」という。）に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出する。
- 4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 5 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 6 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 7 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義

務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

- 8 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。発注者の承諾を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。
- 10 受注者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、発注者の承諾により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 11 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 12 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。また、発注者の承諾により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。
- 13 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。また、発注者の承諾により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 14 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 15 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために提供を受けた個人情報及び受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 16 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 17 受注者は、発注者の指示により、個人情報を削除し、又は個人情報が記録された資料等を廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者に証明書等により報告するものとする。また、受注者が個人情報を削除又は廃棄するに当たっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。
- 18 受注者が、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 19 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 20 受注者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。
- 21 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。

（関連工事の調整）

第3条 発注者は、受注者の実施する工事及び発注者の発注に係る他の事業（設計図書に定める発注者の行う維持管理・運転業務を含む。）又は第三者の実施する他の工事が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な実施に協力しなければならない。

2 発注者は、受注者の実施する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な実施に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第4条 受注者は、設計図書（設計成果物を除く。）の定めるところにより、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び設計の工程と施工の概略の工程を示した全体工程表を作成し、設計の着手までに、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

3 内訳書及び全体工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、本契約の本文の契約保証金欄に「免除」と記載されているときは、この条は適用しない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第60条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、設計成果物（未完成の設計成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第19条第2項の規定による検査に合格したもの及び第44条第3項の規定による部分払のため確認を受けたもの並びに設計図書に定める工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第7条 受注者は、設計成果物（第45条第1項に規定する指定部分に係る設計成果物を含む。以下この条及び第8条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利（同法第27条及び第28条の権利を含む。）をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、設計成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、設計成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、設計成果物（設計を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該設計成果物を使用又は複製し、また、第1条第6項の規定にかかわらず当該設計成果物の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(下請負の制限等)

第8条 受注者は、施工の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の施工を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、施工を第三者に委任し又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該施工が数次の契約によって行われるときは、後次のすべての契約に係る受任者又は請負人を含む。以下「下請負人」という。）が施工の全部又はその主たる部分を一括して他の第三者に委任し又は請け負わせることのないようにしなければならない。

3 受注者又は下請負人が施工を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、受注者は建設工事標準下請負契約約款その他これに準ずる書面により契約を締結し、又は締結させるように努めなければならない。

(再委託先の通知)

第8条の2 受注者は、設計の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、契約締結後5日以内に、設計を委任し、又は請け負わせる者を再委託通知書により発注者に通知するものとする。

(施工の下請負人の通知)

第9条 発注者は、受注者に対して、施工の下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第9条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(下請負人の育成、指導)

第10条 受注者は、下請負人が受任又は請負に係る工事の施工に際し、建設業法その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負人の育成に努めなければならない。

(特許権等の使用)

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、設計・施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計・施工方法等を指定した場合において、設計図書（設計成果物を除く。）に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者又は下請負人がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第11条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(監督員)

第12条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書（設計成果物を除く。）に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人等に対する指示、承諾又は協議
- 二 この約款及び設計図書（設計成果物を除く。）の記載内容に関する受注者の確認の申出、質問に対する承諾又は回答
- 三 設計図書に基づく施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 四 設計の進捗の確認、設計図書（設計成果物を除く。）の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 五 設計図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第13条 受注者は、建設業法の定めるところにより、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専任の主任技術者（専任の監理技術者）、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項2号に規定する者をいう。以下同じ。）又は専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、第19条の2第2項に定める設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾の

通知を受けた日から5日以内に、発注者の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 受注者は、設計図書に定めるところにより現場代理人に代わり現場責任者を定めた場合は、この契約締結後5日以内に、発注者の定めるところにより、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。なお、現場責任者の責務及び権限等については、工事現場の常駐を除き現場代理人と同様とする。

(技術者等の兼務)

第13条の2 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

2 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、管理技術者(第13条の3において定める。)又は照査技術者(第13条の4において定める。)を兼ねることができる。

(管理技術者)

第13条の3 受注者は、設計図書(設計成果物を除く。)に定めるところにより、設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、この契約締結後5日以内に、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者(2名以上の管理技術者を定めた場合にあっては、これらの管理技術者を統括する管理技術者)は、この契約の履行に関し、設計に係る業務の管理及び統括を行うほか、請負代金の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第13条の4 受注者は、設計図書(設計成果物を除く。)に定める場合には、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、この契約締結後5日以内に、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(技術者等に対する措置請求)

第14条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第8条及び第8条の2の規定により受注者から工事を委任され、若しくは請け負った者がその工事の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその工事の実施につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第15条 発注者は、現場代理人がその職務(管理技術者、照査技術者、監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任するものを除く。)その他受注者が工事を実施するために使用している下請負人、労働者等で工事の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第16条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第17条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注

者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(履行報告)

第18条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第19条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾)

第19条の2 受注者は、基本設計相当の図面完成時に、発注者による設計の中間確認を受けるものとする。その上で、受注者は、設計のすべて又は全体工程表に示した先行して施工する部分の設計が完了したときは、当該完了後速やかにその設計成果物を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、提出された設計成果物及び設計成果物に基づく施工を承諾する場合は、その旨を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定による通知があるまでは、施工を開始してはならない。

4 第2項の承諾を行ったことを理由として、発注者は工事について何ら責任を負担するものではなく、また受注者は何らの責任を減じられず、かつ免ぜられているものではない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第20条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第21条 発注者が受注者に支給する設計に必要な図面その他業務に必要な物品等及び工事材料（以下「支給材料」という。）並びに貸与する設計に必要な図面その他業務に必要な物品等及び建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、受注者又は下請負人の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第22条 発注者は、工事用地その他設計図書（設計成果物を除く。）において発注者が提供すべきことを明示した施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が施工上必要とする日（設計図書（設計成果物を除く。）に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の修補義務、改造義務及び破壊検査等)

第23条 受注者は、設計成果物の内容が、設計図書（設計成果物を除く。）又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。また、当該不適合が施工済みの部分に影響している場合には、その施工部分に関する必要な改造を行わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 受注者は、施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が第19条第2項又は第20条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 前項に規定するほか、発注者は、施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第24条 受注者は、工事の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、調達仕様書、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 設計上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な設計条件が実際と相違すること。
- 五 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 六 設計図書（設計成果物を除く。）で明示されていない設計条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。設計図書（設計成果物を除く。）の訂正は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。

二 第1項第4号から第6号までのいずれかに該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。設計図書（設計成果物を除く。）の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。

三 第1項第4号から第6号までのいずれかに該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。発注者と受注者とが協議して設計図書（設計成果物を除く。）の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第25条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は設計に関する指示（以下この条及び次条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、設計図書（設計成果物を除く。）の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。

（設計図書の変更に関する受注者の提案）

第25条の2 受注者は、この契約の締結後、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等の設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適当であると認められるときは設計図書等を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等を変更した場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金を変更しなければならない。

（工事の中止）

第26条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条、第28条及び第36条において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が施工できないと認められるときは、発注者は、施工の中止内容を直ちに受注者に通知して、施工の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者が施工の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、設計の続行に備え設計の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第27条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第28条 受注者は、天災等又は第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者又は下請負人のいずれの責めに帰すことができない事由（受注者又は下請負人の責に帰すことができない原材料の納期遅延を含む。）により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第29条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第30条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第28条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第66条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第67条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金の変更方法等)

第31条 請負代金の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第66条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第67条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく施工代金の変更)

第32条 発注者又は受注者は、工期内で本契約締結の日から12か月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施工業務に係る契約代金(以下「施工代金」という。)が不適当となったと認めたときは、相手方に対して施工代金の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残施工代金額(施工代金から当該請求時の出来形部分に相応する施工代金を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残施工代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残施工代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残施工代金額の100分の15を超える額につき、施工代金の変更に応じなければならない。

3 変動前残施工代金額及び変動後残施工代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により施工代金の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「本契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく施工代金の変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施工代金が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、施工代金の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施工代金が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、施工代金の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、施工代金の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第66条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第67条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(臨機の措置)

第33条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第34条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の実施に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第36条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第64条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第35条 工事の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第64条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、工事の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の実施につき受注

者又は下請負人が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第36条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書(設計成果物を除く。))で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者又は下請負人のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、設計成果物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具(以下、この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者又は下請負人が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第64条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第19条第2項、第20条第1項若しくは第2項又は第44条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 設計成果物又は工事目的物に関する損害

損害を受けた設計成果物又は工事目的物に相応する請負代金とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物又は工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金の変更に代える設計図書の変更)

第37条 発注者は、第11条、第21条、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第32条から第34条まで、前条又は第41条の規定により請負代金を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(中間検査)

第38条 発注者は、適正な技術的施工を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の検査にあたり必要があると認められるときは、施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(完了検査及び引渡し)

第39条 受注者は、施工が完了したときは、その旨及び工事目的物の引渡しを発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、施工の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、前項の検査によって施工の完了を確認した日をもって設計成果物及び工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 4 受注者は、工事目的物が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を施工の完了とみなして前3項の規定を適用する。

- 5 発注者は、第2項及び前項の検査にあたり必要があると認められるときは、工事目的物を最小限度破壊して検査することが

できる。

6 第2項及び前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(請負代金の支払い)

第40条 受注者は、前条第2項（同条第4項後段の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

(部分使用)

第41条 発注者は、第39条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。この場合必要があるときは、発注者は、受注者の立会いの上当該使用部分の出来形を確認しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第42条 受注者は、発注者に対して施工代金の10分の4の範囲内において、発注者が定めた率により計算した額の範囲内の前払金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による請求をする場合においては、あらかじめ、保証事業会社と、本契約の本文記載の工事完成の時期を保証期限とする、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、本契約の本文記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託し、施工代金の10分の2以内の施工に係る中間前払金（以下「中間前払金」という。）の支払いを請求することができる。

5 受注者は、前項の中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者から認定の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

6 受注者は、施工代金が著しく増額された場合においては、その増額後の施工代金の10分の4の範囲内において、発注者が定めた率により計算した額（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、増額後の施工代金の10分の4の範囲内において、発注者が定めた率により計算した額及び増額後の施工代金の10分の2の額の合計額）から受領済みの前払金（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下、この条及び次条において同じ。）を差し引いた額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合において受注者は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

7 第4項及び前項の規定による請求があったときは、第2項の規定を準用する。

8 受注者は、第3項、第4項及び第6項に規定する保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(前払金の使用等)

第43条 受注者は、前払金を施工の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（施行において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料、現場管理費、一般管理費及び保証料のうち施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうち施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払いに充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

(部分払)

第44条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、請負代金相当額は、第3項の確認に基づき発注者が通知した出来形割合を請負代金に乗じて得た額とする。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、遅滞なく受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金 $\times$ 出来形割合 $\times 9/10$ - 前払金額及び中間前払金額 $\times$ 出来形割合 - 支払済部分払金の額

7 受注者が第1項の規定により部分払の請求ができる回数は、次のとおりとする。

一 請負代金	1, 0 0 0 万円まで	1 回
二 "	3, 0 0 0 "	2 回以内
三 "	6, 0 0 0 "	3 回以内
四 "	6, 0 0 0 万円を超える場合	4 回に、6, 0 0 0 万円を超えるごとに 1 回を加えた回数以内

(部分引渡し)

第 4 5 条 設計成果物及び工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 3 9 条中「施工」とあるのは「指定部分に係る施工」と、「設計成果物及び工事目的物」とあるのは「指定部分に係る設計成果物及び工事目的物」と、第 4 0 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第 4 0 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額及び中間前払金額／請負代金）－指定部分に相応する支払済部分払金の額

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 4 6 条 受注者は、発注者が第 4 2 条、第 4 4 条又は第 4 5 条において準用される第 4 0 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の実施を中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 4 7 条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、設計成果物又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 設計成果物若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における申出)

第 4 8 条 受注者は、受注者又は下請負人の責めに帰すべき事由により履行期間内に工事を完了することができないときは、遅滞なく理由を発注者に申し出なければならない。

(発注者の任意解除権)

第 4 9 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第 5 1 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 5 0 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この契約を解除することができない。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 三 第 1 3 条第 1 項第 2 号、第 1 3 条の 3 及び第 1 3 条の 4 に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第 4 7 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 五 第 5 条第 1 項の規定により保証を付さなければならない場合において、保証を付さなかったとき。
- 六 契約の履行につき不正行為があったとき。
- 七 発注者又はその補助者が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

- 一 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の設計成果物又は工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 四 受注者がこの契約の設計成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 設計成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 第56条又は第57条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する時(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)は、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

- 一 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- 二 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 五 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 六 受注者が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 七 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 八 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号のいずれかに該当する法人等であることを知らながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第53条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第61条において同じ。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第61条第2項第二号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号及び第61条第2項第二号において同じ。)の刑法(明治40

年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

五 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第54条 第50条各号、第51条各号又は第52条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第50条から第52条までの規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第55条 第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第50条各号又は第51条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務(第35条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第56条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第57条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第25条の規定により設計図書(設計成果物を除く。)を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

二 第26条の規定による工事の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6か月を超えるときは、6か月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第58条 第56条又は前条各号に定める場合が受注者又は下請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第59条 施工着手前に、この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第45条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が設計の完成前に解除された場合においては、設計の既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する設計費(以下「既履行部分設計費」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分設計費は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第2項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 発注者は、第1項の規定にかかわらず、この契約が施工の完了前に解除された場合においては、施工の出来形部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する施工代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

6 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

7 第5項の場合において、第42条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第44条及び第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第50条から第51条まで又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰

額（１，０００円未満の端数金額及び１，０００円未満の金額は切り捨てる。）に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年３．０パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第４９条、第５６条又は第５７条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

８ 前項の利息に百円未満の端数があるとき、又は利息が百円未満であるときは、その端数金額又はその利息は徴収しない。

９ 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第２項の既履行部分又は第５項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は既履行部分若しくは出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

１０ 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

１１ 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する設計の出来形部分（第４５条第１項に規定する部分引渡しに係る部分及び本条第２項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（第８条の規定により、受注者から工事を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、受注者の負担により、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

１２ 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

１３ 第９項前段及び第１０項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第５０条から第５１条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第４９条、第５６条又は第５７条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第９項後段及び第１０項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第６０条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 第５０条から第５１条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２ 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第５０条又は第５１条の規定により工事の完成前にこの契約が解除されたとき。
- 二 設計目的物又は工事目的物の完成前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４ 第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者及び下請負人のいずれの責めにも帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５ 第１項第１号の場合に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額（１，０００円未満の端数金額及び１，０００円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額とする。

６ 前項の損害金に１００円未満の端数があるとき、又は損害金が１００円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

７ 第２項の場合（第５１条から第５２条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

８ 第１項から第３項まで又は第５項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、損害金等を連帯して発注

者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第61条 受注者は、第53条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、請負代金の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。

2 受注者は、次の各号いずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、請負代金の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

一 第53条第1項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

二 第53条第1項第二号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 受注者が発注者に愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第62条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第56条又は第57条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第40条第2項(第45条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第63条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物に関し、第39条第3項(第45条において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者又は下請負人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者又は下請負人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された設計成果物又は工事目的物の契約不適合が設計図書の記載内容、支給材料の性質、貸与品の性状又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその設計図書の記載、材料、貸与品又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第64条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書(設計成果物を除く。)に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知

しなければならない。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第65条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、工事の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、愛知県の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(あっせん又は調停)

第66条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 発注者及び受注者は、前項の調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

3 第1項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、管理技術者、照査技術者、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を実施するために使用している下請負人、労働者等の工事の実施又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第15条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第14条第4項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第15条第3項若しくは第14条第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第67条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の調停人又は審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意を締結した場合にあっては、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第68条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

維持管理委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（本契約の頭書及び本文を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、調達仕様書、数量総括表、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び設計成果物をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約における維持管理業務に係る部分（以下「この契約」という。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、本契約記載の契約期間中、対象設備において維持管理業務を行い、発注者は、その維持管理に係る代金（以下「業務委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第42条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、名古屋地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(個人情報の保護)

- 第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（受注者の組織内にあって直接又は間接に受注者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出する。
- 4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 5 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 6 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 7 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 8 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。発注者の承諾を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。
- 10 受注者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、発注者の承諾により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 11 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 12 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。また、発注者の承諾により複写し、又は複製する場合

には、必要最小限の範囲で行うものとする。

- 13 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。また、発注者の承諾により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 14 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 15 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために提供を受けた個人情報及び受注者自らが当該業務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 16 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 17 受注者は、発注者の指示により、個人情報を削除し、又は個人情報が記録された資料等を廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者に証明書等により報告するものとする。また、受注者が個人情報を削除又は廃棄するに当たっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。
- 18 受注者が、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、発注者の承諾を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 19 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 20 受注者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。
- 21 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、契約の履行の目的物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第4条 受注者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（再委託先の通知）

第5条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、業務を開始する30日前までに、業務を委任し、又は請け負わせる者を再委託通知書により発注者に通知するものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条におい

て「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(現場責任者等)

第7条 受注者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、維持管理業務を開始する5日前までに、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、従事者を指揮監督するものとする。

3 受注者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(監督員)

第8条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場責任者に対する業務に関する指示、承諾又は協議

二 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

三 この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(現場責任者等に対する措置請求)

第8条の2 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは第5条の規定により受注者から業務を委任され若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項に規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第9条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第10条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を、発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第11条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第12条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 設計書、図面、調達仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態(通信会社が提供するサービス内容の変更を含む。)が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直

- ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- （設計図書の変更）
- 第13条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第14条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- （代替方法等の提案）
- 第14条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。
- （業務の中止）
- 第15条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、受注者が業務の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくはその他受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- （適正な履行期間の設定）
- 第15条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
- （受注者の請求による履行期間の延長）
- 第16条 受注者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- （発注者の請求による履行期間の短縮等）
- 第17条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- （履行期間の変更方法）
- 第18条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第16条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- （業務委託料の変更方法等）
- 第19条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者

に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第20条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第21条 業務を行うにつき生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第22条の2第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第22条の2 契約の完了前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、契約の履行の目的物、仮設物又は作業現場に搬入済みの貸与品等に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(契約の履行の目的物、仮設物又は作業現場に搬入済みの貸与品等であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第5項において「損害合計額」という。)のうち、当該不可抗力が発生した年度の業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 各年度において数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「当該不可抗力が発生した年度の業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「当該不可抗力が発生した年度の業務委託料の100分の1を超える額から当該年度において既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第23条 発注者は、この契約の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(完了検査)

第23条の2 発注者は、調達仕様書に定める受注者による年間業務報告書の提出から起算して10日以内に、受注者の立会いの上、契約の履行の一部又は全部の完了を確認するための検査を完了し、当該結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。

2 受注者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を行い、当該措置が記載された年間業務報告書の提出をもって前項の年間報告書の提出を行ったものとして前項の規定を適用する。

(業務委託料の支払い)

第24条 発注者は、事業年度ごとに、別紙1「事業年度別の維持管理業務に係る費用」に基づき、別紙2「本事業の維持管理業務に係る費用の改定」により業務委託料を定め、完了検査合格後、適法な請求書を受領した日から30日以内に完了検査に合格した部分に相応する業務委託料を受注者に支払う。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、受注者による契約の履行が設計図書で定める内容を達成していないことを確認したときにおいて、受注者に対して是正勧告又は是正命令をした場合には、改善が確認されるまで支払いを留保することができる。

(業務委託料の不払に対する業務の中止)

第25条 受注者は、発注者が第24条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第25条の2 発注者は、契約の履行の目的物（ただし、維持管理業務のうち、修繕業務に係るものに限る。以下同じ。）が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における申出)

第26条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を発注者に申し出なければならない。

(発注者の催告による解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この契約を解除することができない。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第25条の2第1項の履行の追完がなされないとき。

四 契約の履行につき不正行為があったとき。

五 発注者又はその補助者が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

一 第3条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

二 この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに

足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

八 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

九 第33条又は第34条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

一〇 受注者が第39条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）は、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

一 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

二 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

五 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

六 受注者が、第一号から第四号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

八 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第一号から第四号のいずれかに該当する法人等であることを知らず、これを利用するなどしていると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第30条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成受注者である受注者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第39条において同じ。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成受注者である受注者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第39条第2項第二号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次号及び第39条第2項第二号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

五 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第31条 第27条各号、第28条各号又は第29条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第27条から第29条までの規定による解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第32条 発注者は、契約期間中は、第27条から前条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければ

らない。

(受注者の催告による解除権)

第33条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第34条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第13条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。
- 二 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6か月を超えるとときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第35条 第33条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第36条 発注者は、必要があると認めるときは、第27条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除の効果)

第36条の2 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第37条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が期間満了前に解除された場合において、作業現場に調査機械器具、仮設物その他の物件（第5条の規定により、受注者から業務を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、発注者又は受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項の規定により、発注者が負担する部分を除く。）を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第27条から第30条まで又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第32条から第34条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき。
- 三 第27条から第29条までの規定によりこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における業務委託料を、業務委託料の総額と読み替える。

- 一 第27条又は第30条の規定により契約期間の満了前に契約が解除されたとき。
- 二 契約期間の満了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、業務委託料から既払部分に相応する業務委託料を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- 7 第1項から第3項まで又は第5項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、損害金等を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。（談合等不正行為に対する措置）
- 第39条 受注者は、第30条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。
 - 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、業務委託料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - 一 第30条第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - 二 第30条第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。（受注者の損害賠償請求等）
- 第40条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - 一 第33条又は第34条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第24条第1項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。（契約不適合責任期間等）
- 第40条の2 受注者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、業務委託料の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その設計図書の定めるところによる。
- 3 第1項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項において「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法により請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 契約の履行の目的物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状若しくは支給材料の性質により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等若しくは材料が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(妨害等に対する報告義務等)

第41条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の県への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、愛知県との調達契約からの排除措置を講じることがある。

(紛争の解決)

第42条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(相殺)

第43条 発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受注者が負う債務と相殺することができる。

(契約外の事項)

第44条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙１「事業年度別の維持管理業務に係る費用」

単位：円／年（税抜き）

回数	支払時期	維持管理業務に係る費用			合計
		保守点検業務費	通信利用料	その他費用	
1	令和14年度				
2	令和15年度				
3	令和16年度				
4	令和17年度				
5	令和18年度				
6	令和19年度				
7	令和20年度				
8	令和21年度				
9	令和22年度				
10	令和23年度				
11	令和24年度				
12	令和25年度				
13	令和26年度				
14	令和27年度				
15	令和28年度				
16	令和29年度				
17	令和30年度				
18	令和31年度				
19	令和32年度				
20	令和33年度				
合計					

【別紙２】維持管理業務に係る費用の改定

本事業の維持管理業務に係る費用は、物価変動を考慮した改定を行う。改定は、各事業年度ごとに１回行い、翌事業年度の支払時より反映する。

（１）改定の対象となる費用

C A：維持管理業務に係る費用のうちの保守点検業務費相当額

C B：維持管理業務に係る費用のうちの通信回線利用料金

C C：維持管理業務に係る費用のうち上記「C A」、「C B」を控除した額

（２）改定対象とする価格指数

対象費用	価格指数	備考
C A	名目賃金指数 （毎月勤労統計調査 愛知県 調査産業計 きまって支給する給与）	前年度の年度平均値
C B	契約単価による	
C C	消費者物価指数 （愛知県）	前年度の年度平均値

※採用する価格指数の詳細は、発注者と受注者が協議のうえ、別途定める。

（３）改定の方法

改定の対象となる価格指数の比率を算定する。このとき、価格指数比に小数点第４位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入するものとする。

算定された価格指数比をもとに下記の算定式をもとに改定額を算定する。

なお、具体的な改定方法は下表に示すものとする。

対象費用	改定額の算定式
C A	$C A_t = C A_{t0} \times Z_t$ $C A_t$: 当該事業年度の維持管理業務に係る費用 $C A_{t0}$: 事業契約書に規定された当該事業年度の維持管理業務に係る費用 Z_t : 費用改訂係数。毎年算定される物価変動係数K_tを最初に算定されたK_1から当該事業年度に算定されたK_tまで乗じた係数(小数点以下第4位を四捨五入) $Z_t = K_1 \times K_2 \times \cdots K_{t-1} \times K_t$ K_t : 物価変動係数。当該事業年度の前年度の名目賃金指数L_{t-1}を前々年度の名目賃金指数L_{t-2}で除した係数(小数点以下第4位を四捨五入)ただし、$K_1=1.000$とする。 $K_t = L_{t-1} / L_{t-2}$ L_t : 当該事業年度の名目賃金指数
C B	契約単価の見直しに伴い変更。
C C	$C C_t = C C_{t0} \times Y_t$ $C C_t$: 当該事業年度の維持管理業務に係る費用 $C C_{t0}$: 事業契約書に規定された当該事業年度の維持管理業務に係る費用 Y_t : 費用改訂係数。毎年算定される物価変動係数M_tを最初に算定されたM_1から当該事業年度に算定されたM_tまで乗じた係数(小数点以下第4位を四捨五入) $Y_t = M_1 \times M_2 \times \cdots M_{t-1} \times M_t$ M_t : 物価変動係数。当該事業年度の前年度の消費者物価指数$C P I_{t-1}$を前々年度の消費者物価指数$C P I_{t-2}$で除した係数(小数点以下第4位を四捨五入)ただし、$M_1=1.000$とする。 $M_t = C P I_{t-1} / C P I_{t-2}$ $C P I_t$: 当該事業年度の消費者物価指数

特に定めた契約条件

1 支払限度額及び出来高予定額

- (1) 令和8年度における支払いは行わないものとする。
- (2) 令和9年度、令和10年度、令和11年度及び令和12年度の支払限度額及び出来高予定額は、各年度の支出予算の範囲内とし、残額については令和13年度とする。

2 前金払

契約金額が200万円以上の場合は、施工代金の4割以内の前払金を支払う。ただし、令和8年度及び令和9年度の前払金は支払わないものとし、令和10年度、令和11年度及び令和12年度の前払金支払限度額は、支出予算の範囲内とし、残額の前払金は令和13年度において、それぞれ令和10年度、令和11年度及び令和12年度における当該限度額に応じた出来高を確認した後支払う。

また、各会計年度末における出来高が、その各会計年度末までの出来高予定額に達していないときは、出来高予定額に達するまで翌年度の前払金を請求することはできない。

3 中間前金払

- (1) 中間前払金の額は、施工代金に10分の2の割合を乗じて得た額以内とする。ただし、令和8年度及び令和9年度の中間前払金は支払わないものとし、令和10年度、令和11年度及び令和12年度の中間前払金の支払限度額は、支出予算の範囲内とし、残額については令和13年度とする。
- (2) 各年度の中間前払金は、各会計年度の施工期間（令和10年度は令和10年4月1日から令和11年3月31日まで、令和11年度は令和11年4月1日から令和12年3月31日まで、令和12年度は令和12年4月1日から令和13年3月31日まで、令和13年度は令和13年4月1日から完了日まで）の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施するものとされている作業が行われ、各会計年度の進捗において要した経費が各会計年度末の出来高予定額（令和10年度は令和10年度末までの出来高予定額から令和9年度末までの出来高予定額を控除した額、令和11年度は令和11年度末までの出来高予定額から令和10年度末までの出来高予定額を控除した額、令和12年度は令和12年度末までの出来高予定額から令和11年度末までの出来高予定額を控除した額、令和13年度は施工業務に係る契約金額から令和12年度末までの出来高予定額を控除した額）の2分の1以上に相当するものでなければ支払請求をすることができない。
- (3) 令和13年度の中間前払金を請求する前に施工代金が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額は、施工代金に10分の6の割合を乗じて得た額以内とする。
- (4) 各会計年度において中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、当該会計年度において中間前払金を請求することはできない。

4 部分払

各会計年度において中間前払金を請求した場合は、当該会計年度において部分払を請求することはできない。ただし、下記の会計年度末の既済部分の10分の9の範囲内の

額について、部分払の請求をすることができる。

ア 令和9年度末の既済部分の10分の9の範囲内の額（前金払及び中間前金払をしている場合にあっては、既済部分に係る前払金の額及び中間前払金の額の合計額を控除した額）について、部分払の請求をすることができる。

イ 令和10年度末までの既済部分の10分の9の範囲内の額（前金払及び中間前金払をしている場合にあっては、既済部分に係る前払金の額及び中間前払金の額の合計額を控除した額、さらに上記アにより部分払をしている場合にあっては、当該部分払金を控除した額）について、部分払の請求をすることができる。

ウ 令和11年度末までの既済部分の10分の9の範囲内の額（前金払及び中間前金払をしている場合にあっては、既済部分に係る前払金の額及び中間前払金の額の合計額を控除した額、さらに上記ア、イにより部分払をしている場合にあっては、当該部分払金を控除した額）について、部分払の請求をすることができる。

エ 令和12年度末までの既済部分の10分の9の範囲内の額（前金払及び中間前金払をしている場合にあっては、既済部分に係る前払金の額及び中間前払金の額の合計額を控除した額、さらに上記ア、イ、ウにより部分払をしている場合にあっては、当該部分払金を控除した額）について、部分払の請求をすることができる。

4 技術提案に関する事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、原則、技術提案書のとおり実施すること。
- (2) 技術提案の履行内容及び履行の確認方法については、実施前にあらかじめ監督員と協議して定める。
- (3) 受注者の責により技術提案の内容の不履行が認められた場合には、再度の実施をしなければならない。ただし、再度の実施が不可能あるいは不合理であると認められる場合を除く。
- (4) 別紙「技術提案特記仕様書」に記載された事項について、受注者の責により不履行が確定した場合は、不履行となった技術提案に相当する金額について下記の計算式により算出し、契約金額の減額変更を行う。なお、不履行時の合計加算点は、契約時の合計加算点から不履行となった技術提案の評価点相当分をマイナスした合計加算点とする。

$$\text{減額} = \text{当初契約額} \times (1 - (100 + (\text{不履行時の合計加算点}) \div (100 + \text{契約時の合計加算点})))$$

また、不履行となった技術提案の項目数に応じて10点を限度に下記の計算式により算出し、工事成績点を減点する。

$$\text{減点} = 10 \text{ 点} \times (\text{不履行の項目数} / \text{設計・施工業務に係る評価対象の項目数})$$

技術提案特記仕様書

第1条 技術提案の履行確認方法は、実施前に監督員と協議して定める。

第2条 受注者の技術提案のうち、受注者の責により不履行が確定した場合に減額変更及び工事成績減点の対象となる項目は下記のとおりとする。

記

提案番号1：○○○○

提案番号2：○○○○

- ・
- ・
- ・

以上